

SAG 令和 4 教第 1 号  
令和 4 年 1 月 27 日

群馬県スキー連盟  
所属団体 各位

群馬県スキー連盟  
教育本部長 齋藤 潔  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大等により、2022 年度本連盟主管事業の研修会、  
クリニック及び養成講習修了に関する特別措置について

日頃より、本連盟の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

**【養成講習修了に関する特別措置について】**

- 1, 群馬県は、2, 3 項の内容での合格者を全て確認し、当該者の以降 2 年間の指導者研修受講状況を正確に把握し、管理します。
- 2, 本連盟は今年度の各受検者の養成講習修了状況(修了か未修了か)を正確に把握し、管理します。
- 3, 特別処置を利用し、検定合格した者は上記 2 年間研修会に参加義務を設けます。
- 4, 上記に反する者は、判明時点で資格の取り下げを含めた処分を行う可能性があります。
- 5, 受検当日実技検定終了後、実技検定のみ合格者を発表し、実技合格者のみで理論検定を行います。(シニア 3 期目全員含む)
- 6, 特別処置を利用する場合は、スキー連盟事務局に所属団体長から申し出をして下さい。(書式はありません「FAX などをお願いします」)  
※養成講習会の単位が表題理由から足りない方が対象です。

**【指導者研修会および検定員クリニックに関する特別措置について】**

- 1, 表題理由から出席できない場合について、本連盟で出欠席を正確に把握し管理します。
- 2, 全日程参加が基準ですが、1 日のみ半日のみの参加、欠席および早退など全ての諸事情を考慮し出席扱いと致します。
- 3, 上記 2 項の場合は、事前に所属団体長から群馬県スキー連盟事務局に F A X など申し出をして下さい。(書式はありません)
- 4, 上記特別処置はシクミネット(研修・クリニック)及び、認定指導者資格保有者(県 HP)の申込完了者のみ対応します。